アスリテラ保証規定

アスリテラメーカー保証(以下「本保証」といいます。)は、株式会社アスリテラ(以下「当社」)が提供する保証サービスです。当社は、保証書に記載された製品(以下「本製 品」といいます。)をご購入のお客さまに対して、「アスリテラ保証規定」(以下「本規定」といいます。)の内容に従い、無償修理(以下「保証修理」といいます。)を提供します。

第1条 本保証の範囲等

- 本保証は、本製品の取扱説別書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた故障(以下「自然故障」)が対象となります。
- 第10条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、本保証の対象外とします。
- 当社は、当社が実施する自然が障疹当性の診断および第10条の規定に基づき本保証の提供可否を判断します。

本保証が効力を有する期間は、購入日から7年間になります(以下この期間を「本保証期間」といいます。)。本保証期間内において本製品にかかる修理回数に制限はないものと します。当社が第4条に定めるところに従い保証上限金額を超過する場合の対応を行った、その他理由の如何を問わず本保証期間は変更されないものとします。

- 本発展期間内に本製品に自然が喰が発生した場合、保証書に記載された保証上限金額の範囲内で自然が障にかかる保証修理を行います。なお、保証上限金額は消費税込の金 額となります。
- 本保証の保証修理に伴って交換された故障部品(交換部品、老特部品等)の所有権は、全て当社に帰属するものとし、お客さまに返記する義務を負わないものとします。

第4条 保証上限金額を超過する場合の取扱い

- 1回の保証修理に要する金額が、保証書に記載された保証上限金額を超過する場合には、代替品(新品のものとします。以下同じ。)を提供することで保証修理に代えさせ ていただきます。なお当社は、お客さまのご希望により、保証上限金額の超過分(本製品の修理代金から保証上限金額を控除した差額)をご負担いただくことで修理を行う こともできるものとします。
- 代替品を提供する場合、原則として本製品と同一型番の製品の提供を行います。ただし、同一型番の製品が保証上限金額の範囲内で購入困難な場合や、製造中止等の理由に より同一型番の製品の提供が困難な場合には、保証上限金額の範囲内で同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客さまは当社に対して機種、 型番等の指定を行うことはできません。
- 当社が展正修里をご依頼された本製品(以下「修里依頼品」といいます。)を回収し代替品が提供された場合には、当該修里依頼品の所有権は、代替品の提供と引換えに当 社に移転するものとし、当社は、その後、当該修理体頼品をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

第5条 本保証の終了

本保証期間が満了した場合、本保証は終了となります。

第6条 お客さまのご負担となる主な費用

本保証の範囲は、自然が障の保証修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客さまのご負担によるものとします(なお、本 保証の範囲外の費用を、以下各号に限定するものではありません。)。

- (1) お客さまのご都合により、出張または引取を希望されたときにかかる費用(出張修理費用、引取費用、梱包材費用等)。
- (2) 本製品の着脱費用(梱包材費用等を含みます。)。
- 、 (3)お客さまからお預かりした本製品一式(本製品および本製品の標準付属品を合わせたものをいいます。以下同じ。)に不足があることにより、別途送付その他の対応が必要 となったときにかかる費用。
- (4) 本保証利用時にお客さまからのご連絡に必要となる通信費用その他の費用。
- 保証修理を行う際に、お客さまが代用品を必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用(当社は、代用品の手配・提供等は一切行いません。)。
- (6) 第4条第1項に定めるところにより、お客さまが修理をご希望の場合に、当社へ差額がをお振込いただくための振込手数料等。 (7) 第4条第1項に定めるところに従い代替品を提供する際に発生した、送料および設置・工事費用ならびに当社へ費用等をお振込いただくための振込手数料等。
- (8) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合(第10条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。) における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- (9) 第10条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

第7条 保証修理の依頼方法(留意事項)

本保証期間内に本製品に自然が障が発生した場合には、お客さまは、ご購入いただいた販売店または当社のお客さま窓口(下記記載)に連絡して保証修理をご依頼ください。お 問合せ時に、お客さま窓口より保正修理手続の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。

お客さま窓口 TEL:03-3221-1116 受付時間:09:30~18:30 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く) E-Mail:pvs@j-profix.co.jp

- (1) お客さまから保証修理のご依頼をいただいた際、お客さま窓口は、お客さまの本保証に関する登録情報(製品情報および個人情報)の確認をいたします。お客さまより保証 修理依頼に際してご通知いただいだ情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客さまより必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場 合がございます。
- (2) 修理依頼にあたっては、本製品一式を同梱して当社までご郵送ください。
 - 【送付先住所】〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-9-8 第三 FK ビル 2F
- (3) 当社以外に修理を依頼した場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- (4) お客さまのご都合により、修理受付日から 1 カ月経過しても修聖の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。
- 、 (5) 当社の診断により、本製品に複数の故障箇所があると判定された場合、一部の故障箇所のみの修理を行うことはできません。また、当社の診断により、複数の故障箇所のう ち、保証対象外となる故障があると判定された場合には、お客さまにあらかじめご同意いただいた上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただくことにより、全ての故障箇 所を修理して返却するものとします。
- (6) お客さまより当社が指定する拠点まで本製品をご送付いただく際の運送中にかかる事故について、当社は何ら責任を負いません。発送方法や梱包についてご注意ください。
- (7) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合、当社は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の処分のご依頼は承りません。

第8条 個人情報の使用

当社は、取扱う個人情報の保護について、社会的責任を十分に認識して、本人の権利別益を保護し、個人情報に関する法規制等を遵守いたします。 また、以下に示す方針を具現 化するために、個人情報保護マネジメントシステムを構築し、最新のIT技術の動向、社会的要請の変化、経営環境の変動等を常に認識しながら、その継続的な改善に、全社を 挙げて取り組むことをここに宣言いたします。

- (1) 当社事業、並びに従業員の雇用、人事管理等において取扱う個人情報について、予め特定された利用目的の範囲内において、個人情報の適切な取得・利用および提供を行い 利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(目的外利用)は行いません。また、そのための適いな措置を講じます。
- 当社は個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守いたします。
- 当社は個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失またはき損等のリスクに対しては、合理的な安全対策を講じ、事業の実情に合致した経営資源を注入し、個人情 報のセキュリティ体制を継続的に向上させていきます。また不適切な事項については是正を行うなどの内部規程を定め、個人情報を最善の状態で保護いたします。
- 当社は個人情報の取扱いに関する苦情および相談対応への内部既理を定め、苦情および相談には、迅速かつ誠実に対応いたします。
- (5) 個人情報保護マネジメントシステムについて、当社を取り巻く環境の変化を踏まえ、適時・適切に見直して、その改善を継続的に推進していきます。

本保証に関する法律上の請求において、間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付施的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失 または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。)ならびに他の財物に生じた損害に関して、当社は一切の責任を負 わないものとします。ただし、当社の故意または重過失によるものについては、この限りではありません。

第10条 本保証の適用除外事項

以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

(1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。

- (2) 本製品の機能に影響の無い範囲の使用摩耗や経年変化等の経年劣化に相当するもの(外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下、錆、腐食、カビ変質、その(性類似の事由等)。
- (3) 本製品の付属部品(お客さまが別途購入したオブション品をいいます。)、アクセサリーまたは問辺機器等の本製品以外の製品の故障および損害。
- (4) 本製品の増設機器またはソフトウェア等の相性に起因する故障、不具合および損害。
- (5) 本製品を構成する部品で、当該路品が無ければ本来の仕様を満たさなくなるものが、当社の確認時点で欠落している場合(本製品の欠陥により欠落し、お客さまの過失なく 紛失した場合を除きます。)。
- (6) 取扱説明書や注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切が使用(管理の不備、改造行為、増設、電地漏曳等)等、取扱いが不適当であることに起因する故障および損害
- (7) 消耗品単体(フィルター、パッキン、ガスケット等)の故障および損害(ただし、自然故障に起因する消耗品の故障の場合は除きます。)。
- (8) 破損、破裂、火災、落雷、異常電王、水濡れ、地震、その他天災地変や、異物の混入(虫や埃等)の外部要因事由に起因する故障および損害(清掃ができないことを起因と する部品交換を含みます。)。
- (9) 分解、加工、改造、修理、設置、工事もしくは清掃に起因する故障および損害。
- (10)使用した灯器具の異常および接続機器の不具合による故障
- (11)保証書の紛失またはラベルの損傷等により製品の推則追跡が不可能な場合。
- (12)当社指定外の消耗品の設置または使用に起因する故障および損害。
- (13)当社が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (14)お客さまご自身で行い得る調整、保守、点検、検査、作業等(清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合)。
- (15)お客さまご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等の復日。
- (16)当社を経由せず修理をご依頼された場合。
- (17)本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- 、... (18)本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、シリアル番号や製品の内蔵データ等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
- (19)盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客さまが本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (20)国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
- (21)核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
- (22)戦争 (宣戦の有無を問わず)、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
- (23)本製品の損害にかかる申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

第11条 その他の注意事項

- 1. 故障または損害の認定等について当社とお客さまの間で見解の相違が生じた場合には、当社は、朝門家または中立的な第三者の意見を求めることができます。
- 2. 修里受付日から6カ月を経過してもお客さま都合により修里体頼品をお受け取りいただけない場合、当社は、当該修理体頼品の取扱いを決定することができ、お客さまはかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客さまは、本保証に含まれない一切の費用(有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要となる費用等)に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

第12条 本規定の変更

- 1. 当社は、以下の各号に該当する場合、その裁量により本規定を変更することができます。
 - (1) 本規定の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規定の変更が、本保証にかかる契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 当社は、前項による本規定の変更にあたり、変更後の本規定の効力発生日の1カ月前までに、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生日を、 当社のホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとします。
- 3. 変更後の本規定の効力発生日以降に、お客さまが本規定に基づくサービスを利用したときは、お客さまは、本規定の変更に同意したものとみなします。

第13条 合意管轄

本規定に関連して発生した当社とお客さまの間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

アスリテラ保証規定:1 2023年7月1日より適用